

## 議題（1）茂原市学校再編計画について

### 1 策定概要について

#### （1）策定目的

少子化により児童生徒数の減少や学校の小規模化が急速に進み、部活動や学級編制、学校行事などに深刻な影響が生じ、集団生活の中で社会性を育むという面で支障が出ている。

こうした現状を踏まえ、本市の教育基本方針に沿った教育施策を遂行していくにあたって、将来にわたり適正な規模の児童生徒数を維持し、よりよい教育環境を確保するため、小中学校の再編計画を策定する。

#### （2）茂原市学校再編計画審議会

計画の策定にあたり、学識経験者、教育関係者等を委員とする茂原市学校再編計画審議会（以下「審議会」という。）を設置し、幅広い角度から審議・検討を行うこととする。別添【資料 2】のとおり

#### （3）スケジュール

来年 3 月までに、学校の適正配置や統廃合に関する基本的な考え方を整理した基本計画を策定し、その後、具体的な実施計画を策定していく。

別添【資料 3】のとおり

#### （4）その他

統廃合に伴い閉校となった学校の土地、建物の利活用に関しては、教育委員会のみならず市全体での議論を行っていききたい。

### 2 小中学校の適正規模について

#### （1）適正規模に対する国の考え方

別添【資料 4】のとおり

#### （2）茂原市立小中学校の適正規模について（H27.3 教育委員会会議で決定）

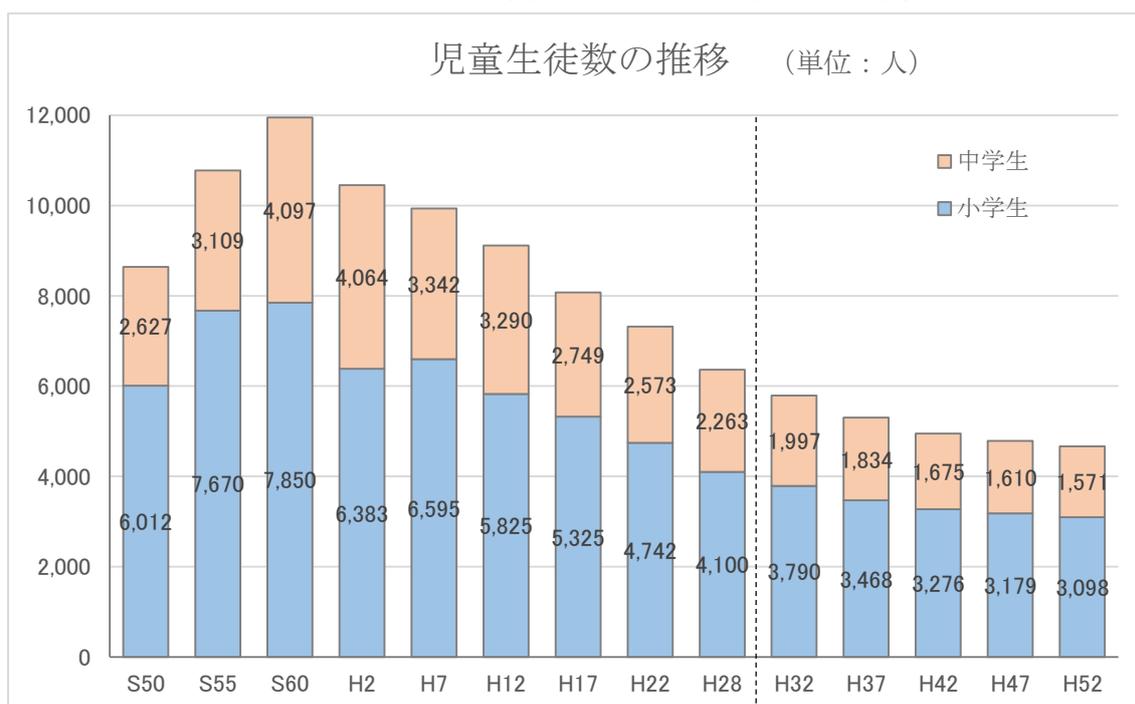
- ・小学校の学級数は、学校教育法施行規則第 41 条により 12 学級以上 18 学級以下（1 学年 2 学級～3 学級） を標準とする。
- ・中学校の学級数は、同法第 79 条にある「地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」により 9 学級以上 18 学級以下（1 学年 3 学級～6 学級） を標準とする。
- ・ただし、特別支援学級の学級数は除く。

※国は学校規模の標準として、学校教育法施行規則第 41 条、第 79 条により小中学校とも「学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別の事情のあるときは、この限りでない」としている。

### 3 小中学校の児童生徒数の推移について

小学生は、昭和 58 年度の 8,210 人をピークに、平成 28 年度は 4,100 人に、中学生は、昭和 62 年度の 4,350 人をピークに、平成 28 年度は 2,263 人に減少しており、今後も以下のとおり減少が続くものと見込まれる。

なお、平成 28 年 5 月 1 日時点で適正規模を満たす学校は、小学校が 14 校中 6 校（東郷小、茂原小、五郷小、萩原小、中の島小、東部小）、中学校が 7 校中 4 校（東中、富士見中、茂原中、南中）となっている。



※平成 28 年度までは各 5 月 1 日現在の実数、平成 32 年度以降は「茂原市人口ビジョン」の基礎（人口増のための各種施策を実施する前）となる人数より推計。

### 4 学校ごとの児童生徒数の推移について

別添【資料 5】のとおり

平成 32 年度以降の推計については、平成 28 年 4 月 1 日現在の住民基本台帳をベースに、概ねの学区ごとに「コーホート変化率法(※)」により推計した。

※コーホート変化率法とは、各コーホート（同じ期間に生まれた集団）について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。推計の基礎となる近い過去に特殊な人口変動がなく、近い将来にも特殊な人口変動が予想されない場合に用いることができる。